平成３０年（フ）第６３号
栃木県芳賀郡市貝町赤羽2632―95、住民票上の住所栃木県芳賀郡茂木町大字茂木1586番地
債務者　高橋由希子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４４３号
岡山市北区旭本町10番８号、前住所岡山市北区清輝橋３丁目５番６号ジュネス医大東601号
債務者　舩曳　貴大
1　決定年月日時　平成30年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６６号
岡山市北区谷万成１丁目４番17号
債務者　前田　千晴
1　決定年月日時　平成30年３月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６７号
岡山市北区谷万成１丁目４番17号
債務者　前田　裕之
1　決定年月日時　平成30年３月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６８号
岡山市北区谷万成１丁目４番17号
債務者　前田　恵理
1　決定年月日時　平成30年３月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２９年（フ）第６２８号
千葉市若葉区西都賀３丁目11番８―301号
破産者　海寳　久敬
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６５７号
千葉県浦安市北栄３丁目27番２―403号　ベアーマンション
破産者　久保田伸生
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２１６号
千葉県習志野市藤崎３丁目21番13号
破産者　木下電気工業株式会社
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５３号
香川県高松市多肥上町366番地１
破産者　有限会社堀岡観光物産
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１０７号
佐賀県杵島郡白石町大字横手852番地
破産者　有限会社白石運送
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第４０１号
鹿児島県日置市日吉町日置424番地、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市山田町3363番地２
破産者　廣川　雄一
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１２３号
青森県八戸市大字新井田字寺沢下２番地29、前住所青森県八戸市大字湊町字油久保30番地16
破産者　石鉢　久雄
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第９号
長野県飯田市鼎切石5121番地34
破産者　長沼　和廣
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第４３号
長野県飯田市松尾水城3598番地（シティハイムみずきＢ102号）
破産者　三石　恵利
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第１６９号
愛知県一宮市大和町苅安賀字川田92番地　アメニティ98　202号、開始決定時の住所愛知県一宮市松降１丁目６番13―501号　キャッスルハイツ一宮松降
破産者　山田　記久
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第５２０４号
大阪府枚方市町楠葉１―30―22　町楠葉借家北３号室、開始決定時大阪府枚方市南楠葉１丁目67番１―102号
破産者　藤田　直則
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部